

保育料の算出方法について(中央区で課税されている場合)

1 会社員等の方(給与から住民税を引かれている方)

※ 給与以外に不動産所得等があつて、給与から住民税を引かれている以外に別途納付書等で住民税を納付している方は、次のページをご覧ください。

- (1) 保護者毎の特別区民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、5月か6月頃に会社から渡される「給与所得等に係る特別徴収税額の決定通知書」の「特別区民税」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する区民税所得割額は、「税額控除前所得割額(A)－調整控除額(※)」となります。

※摘要欄(D:緑の枠)が空欄の場合は、B＝調整控除額なので、「A－B＝C」となります。

調整控除以外に住宅借入金等特別税額控除や配当控除等の税額控除がある場合は、「A－(B－D)」となります。

調整控除以外に住宅借入金等特別税額控除や配当控除等の税額控除がある場合は、摘要欄(D)に調整控除額以外の税額控除の内訳が出力されますので、「Bの税額控除額－Dの合計(特別区民税のみ)」＝調整控除額となります。

- (4) 保護者毎の特別区民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

年度 給与所得等に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)															
所得			主たる給与以外の合算所得区分			総所得金額①			総所得③			特別区民税			受給
給与収入			給与所得			山林所得			税額控除前所得割額④	A					
その他の所得計						分離短期譲渡			税額控除額⑤	B					
						分離長期譲渡			所得割額⑥	C					
						株式等の譲渡			均等割額⑦						
						上場株式等の配当			税額控除前所得割額④						
						先物取引			税額控除額⑤						
									所得割額⑥						
所得控除			所得控除合計②			控除額			特別徴収税額⑧			あなたの(変更の場合)は、することが決定となります。なお、他とができないうとき、②あるとき、取消しの新			
雑損			医療費			配偶者			控除不足額⑨						
医療費			社会保険料			配偶者特別			既充当額⑩						
社会保険料			小規模企業共済			扶養			既納付額⑪						
小規模企業共済			生命保険料			基礎			差引納付額(⑧－⑩－⑪、⑫)						
生命保険料			地震保険料			所得控除合計②			変更前税額⑬						
地震保険料									増減額(⑬－⑭)						
(摘要) D Bの税額控除額に調整控除額以外税額控除額がある場合は、こちらの摘要欄に調整控除額以外の内訳が出力されます。空欄の場合は、Bの金額が調整控除額です。															
												納付額	6月分		
													7月分		
													8月分		
												変更	月		

2 自営業等の方(口座振込や納付書等で住民税を納付している方)

- (1) 保護者毎の特別区民税の所得割額を算出します。
- (2) 毎年、6月に区が送付する「特別区民税・都民税納税通知書」の「特別区民税所得割額」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する区民税所得割額は、「所得割総所得(A)+所得割分離所得(B)-人的控除差調整額(C)」となります。

※分離所得がない場合は、「A-C」となります。

分離所得が複数ある場合、課税所得毎に所得割額がありますので、合算してください。

分離所得のみの場合は、人的控除差調整額はありませので、「B=区民税所得割額」となります。

- (4) 保護者毎の特別区民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

年度 特別区民税・都民税納税通知書		通知書番号	収入・所得・特控・繰引等 (円)			所得控除 (円)			扶養親族区分																																																																											
〒 中央区長 印 地方税法第24条及び第294条、中央区特別区民税条例第9条並びに東京都税条例第24条の2の規定により、年度特別区民税・都民税の普通徴収税額及び公的年金からの特別徴収税額を決定しましたので、下記のとおり通知します。									控配 老控配 特定 老人 同老親 一般 特障 同特障 普障	扶養親族区分 本人該当区分 障害 未成年 学勤 寡婦 寡夫 16歳未満 特別 普通 生 一般 特別						公的年金支払者の名称																																																																				
賦課期日氏名 賦課期日住所			普通徴収 <table border="1"> <thead> <tr><th>期別</th><th>納期限</th><th>納付税額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			期別	納期限	納付税額 (円)																公的年金の種類																																																												
期別	納期限	納付税額 (円)																																																																																		
口座情報 <table border="1"> <thead> <tr><th>金融機関名</th><th>口座種別</th><th>納付方法</th><th>口座番号</th><th>口座名義人</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			金融機関名	口座種別	納付方法	口座番号	口座名義人						年金特別徴収(今年度徴収分) <table border="1"> <thead> <tr><th>回数</th><th>納期限</th><th>納付税額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			回数	納期限	納付税額 (円)																<table border="1"> <thead> <tr><th>税額明細</th><th>課税標準額 千円</th><th>特別区民税所得割額 円</th><th>都民税所得割額 円</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>所得割総所得</td><td></td><td>A</td><td></td></tr> <tr><td>所得割〇〇</td><td></td><td>B</td><td></td></tr> <tr><td>人的控除差調整額</td><td></td><td>C</td><td></td></tr> <tr><td>〇〇控除</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>所得割額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>均等割額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合計額</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給与特別徴収税額</td><td></td><td>合計年税額</td><td></td></tr> <tr><td>年金特別徴収税額</td><td></td><td>配・譲割控除不足</td><td></td></tr> <tr><td>普通徴収税額</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							税額明細	課税標準額 千円	特別区民税所得割額 円	都民税所得割額 円	所得割総所得		A		所得割〇〇		B		人的控除差調整額		C		〇〇控除				所得割額				均等割額				合計額				給与特別徴収税額		合計年税額		年金特別徴収税額		配・譲割控除不足		普通徴収税額			
金融機関名	口座種別	納付方法	口座番号	口座名義人																																																																																
回数	納期限	納付税額 (円)																																																																																		
税額明細	課税標準額 千円	特別区民税所得割額 円	都民税所得割額 円																																																																																	
所得割総所得		A																																																																																		
所得割〇〇		B																																																																																		
人的控除差調整額		C																																																																																		
〇〇控除																																																																																				
所得割額																																																																																				
均等割額																																																																																				
合計額																																																																																				
給与特別徴収税額		合計年税額																																																																																		
年金特別徴収税額		配・譲割控除不足																																																																																		
普通徴収税額																																																																																				
口座振替(自動振込)をご利用の方へ ・通知書の口座情報を確認し不明な点がありましたら、へご連絡ください。 ・個人情報保護のため、口座番号の一部を*で表示しています。 ・各納期の納期限日に振替納付を行います。ただし、納付方法が全期の方は、第1期の納期限日に1~4期分の合計税額を振り替えますので、納期限前日までに指定口座へ納付税額をご用意ください。 ・振替不能となつた場合は後日送付される納付書を金融機関窓口へ持参し、納付していただくこととなります。また、税額により延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。			年金特別徴収(翌年度返徴収分) <table border="1"> <thead> <tr><th>回数</th><th>納期限</th><th>納付税額 (円)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>			回数	納期限	納付税額 (円)																																																																												
回数	納期限	納付税額 (円)																																																																																		

※納税変更・決定通知書の場合は、右上の区民税欄をご覧ください。